

2021年3月

各種法人の事業承継—医療法人 第1回

本号から全3回にわたり、医療法人の事業承継の手法について、ご紹介します。本号では、医療法人に関する総論及び各事業承継手法の概要についてご説明します。

◆ アウトライン

1. 総論

- (1) 医療法人の事業承継のニーズ
- (2) 医療法人の類型・機関
- (3) 事業承継の手法

2. 各事業承継手法の概要

- (1) 法人格の変更を伴わない事業承継
- (2) 法人格の変更を伴う事業承継
- (3) 事業譲渡《以上、第1回》
- 3. 法人格の変更を伴わない事業承継《以上、第2回》
- 4. 法人格の変更を伴う事業承継《以上、第3回》

非営利法人である点や、医療法等に基づく許認可が絡む関係で、株式会社のM&Aとは異なる対応が必要となる点にも留意する必要があります。

(2) 医療法人の類型・機関

ア 医療法人の類型

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設または介護医療院を開設することを目的として、医療法の規定により設立される社団または財団をいいます(医療法第39条第1項)。医療法人は、公益法人には該当しないものの、一方で剰余金の配当が禁止されている点で、営利法人とも異なります。医療法人の分類は以下のとおりです。

社団・財団	持分の有無	類型・備考
医療法人社団	持分なし	社会医療法人 特定医療法人 拠出型(基金型)医療法人
	持分あり	経過措置型
医療法人財団	持分なし	社会医療法人
		特定医療法人
		その他

1. 総論

(1) 医療法人の事業承継のニーズ

医療法人をとりまく現況としては、特に中小医療法人において、代表者や所属医師の高齢化が進み、事業承継を行うか廃業するかを選択を迫られるケースが増えている状況ですが、適当な後継者の不在、開業医よりも勤務医を選ぶ傾向の増加等の要因により、事業承継がうまく進まない場合が多いといえます。

その他、赤字経営に陥っている医療機関の経営再生スキームとして事業承継を利用する場合や、新規医療分野の開拓、経営コストの合理化のための事業承継などといったケースもあります。

したがって、医療法人の事業承継を検討する場合には、事業承継の目的に応じて、適切なスキームを選択する必要があります。また、医療法人のM&Aについては、対象が

上記のとおり、医療法人には社団と財団がありますが、実務上は大半が社団となっています。医療法人社団においては、出資持分がある場合と持分がない場合があり、出資持分がある社団は、平成19年施行の改正医療法によって新たに設立することはできないものの、現在でも多く存続しています(医療法人全体の約99%が医療法人社団であり、医療法人全体の約70%が出資持分のある社団です<sup>2)</sup>)。そこで、以下では、特に断りのない限り、医療法人社団を前提として説明します

なお、ここでいう持分とは、医療法人の財産に対する出資割合に応じた財産権のことをいい、持分に関する定めがある法人の場合には、定款において、社員が退社時に持分の払い戻しを受ける権利を有する旨の規定と、解散時の剰余財産分配に関する規定が置かれていることが一般的です。

【事業承継WG/本号監修・執筆者(弁護士)】

- 中森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wakamori@kitahama.or.jp))
- 川田 由貴 ([ykawata@kitahama.or.jp](mailto:ykawata@kitahama.or.jp))
- 富本 晃司 ([ktomimoto@kitahama.or.jp](mailto:ktomimoto@kitahama.or.jp))
- 神山 秀比古 ([hkoyama@kitahama.or.jp](mailto:hkoyama@kitahama.or.jp))

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp)

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

医療法人社団の場合、社員総会において、社員一人が出資割合に関わらず各一個の議決権を有する点で、出資持分は、資本多数決の原則をとる株式会社における株式とは異なります。また、出資をしなければ社員になれないという関係にはなく、出資持分と社員の地位とは法的に結合したものではありませんが、実際は、社員が出資持分を保有していることが一般的です。

### イ 医療法人の機関

医療法人の機関としては、大きく、社員総会、理事、理事会、監事があります。

医療法人の意思決定機関は、社員総会であり、前述のとおり、社員一人が一個の議決権を有します。

社員総会において、3名以上の理事と1名以上の監事が選任され、理事の互選によって、医師または歯科医師である理事の中から、法人を代表する理事長を選任します。ただし、都道府県知事の認可を受けている場合には、理事の人数は、認可の内容に従い1名または2名で足り、理事長が医師等でない場合も許容されます。

医療法人における機関名	機関の概要	株式会社において相当する機関
社員総会	最高意思決定機関	株主総会
理事・理事会	業務執行機関 3名以上	取締役・取締役会
理事長	代表権を有する	代表取締役
監事	監査業務を行う 原則1名以上	監査役

### (3) 事業承継の手法

事業承継の手法としては、大きく、法人格の変更を伴わないもの、法人格の変更を伴うもの、事業譲渡の3つの手法に分類することができます。

	事業承継の手法	概要
医療法人格の譲渡	法人格の変更を伴わない手法	社員の交代（退社・入社）
	法人格の変更を伴う手法	合併・分割
施設単位の譲渡	事業譲渡	

以下では、上記の各事業承継手法の概要を説明します。

## 2. 各事業承継手法の概要

### (1) 法人格の変更を伴わない事業承継

#### ア メリット

法人格の変更を伴わない事業承継は、既存の法人格を利用するため、譲受人が新規開業を行うために要する時間的制約が少なく、また、従業員や取引先との間で契約の巻き直しをする必要がないというメリットがあります。医療法人を事業承継するケースでは、全事業を譲渡の対象とする場合が多く、全事業を買収する方法としては、合併と社員

の交代があるところ、合併と比較して、社員交代による事業承継の方が、より手続が簡便であるといえます。

#### イ 手続

##### (ア) 持分のない場合

この場合、社員が医療法人を退社し、承継者が医療法人に新たに入社するという、社員の交代により経営権の引継ぎを行います。理事や監事等の役員は、医療法人社団においては社員総会によって選任されることとなるため、経営権を確保するためには、社員総会の過半数を掌握する必要があります。

持分の定めのない医療法人社団の場合、持分がないため、持分の取得に対する対価という形で、社員の地位を退く社員に対して対価を支払うことができないことから、かかる対価の支払いについて別途検討する必要があります（これらの手続面及び対価決定に関する詳細については、第2回で説明します。）。

##### (イ) 持分のある場合

前述のとおり、出資持分と社員の地位とは法的に結合したものではありませんが、実際は社員が出資持分を保有していることがほとんどであるため、出資持分の譲渡と社員の変更により、事業承継がなされるケースが大半であるといえます。この場合、新たな社員と従前の社員との間で、出資持分譲渡契約を締結したうえで、新社員の入社、従前の社員の退社手続を行います。

また、出資持分の譲渡は行わずに、新社員が入社し、従前の社員兼出資者の退社に伴う持分払戻しを行う方法で社員変更を行う場合もあります。なお、出資持分の譲渡による場合、新社員の譲渡所得に対して他の所得と分離して課税がなされますが（租税特別措置法第37条の10）、出資持分払戻しの場合は、所得税の総合課税となるため、出資持分の譲渡に比して、税額が高額になる場合が多くなりますので注意が必要です。

#### ウ 留意点

まず、医療法人の理事長は、医師または歯科医師である必要があります（医療法第46条の6 1項本文）。このような医師等の理事長候補者が見つからない場合には、例外的に、都道府県知事の認可を受けたときには、医師等でない理事の中から理事長を選出することができるとされています（医療法第46条の6 第1項但書）。かかる都道府県知事の認可基準は、理事が急に欠けたような場合を想定しているため、広く認可基準を満たすわけではないことから、事業承継を行う可能性がある場合には、事前の準備期間において、適切な医師等の理事候補者を予め見つけておく必要性が高いといえます。

医療法人をM&Aで事業承継する場合、事前に承継する権利義務の内容を慎重に調査する、デューデリジェンスの手続を経たうえで、事業承継を行う必要があります。かかるデューデリジェンスについては、法人格の変更を伴わな

い事業承継に限らず、後述する各事業承継手法においても必要性があります（デューデリジェンスの詳細等については、第2回で説明します。）。

## （２）法人格の変更を伴う事業承継

### ア 合併による承継

#### （ア）メリット・デメリット

医療法上、医療法人の合併は、吸収合併と新設合併に分類されますが、吸収合併は、医療法人の経営再建や後継者不足の解消を目的とする合併に適している一方で、新設合併は、従前の理事や社員を維持しつつ事業拡大や経営基盤の強化を目的とする合併に適しているといえます。

一方で、合併に際しては、承継対象である医療法人の負債も余すことなく承継することになるため、承継対象となる医療法人の資産・負債の内容について、十分な調査（デューデリジェンス）を行う必要があり、実務上の手続が煩雑になる可能性が高いというデメリットがあります。

#### （イ）手続

合併手続の概要は以下のとおりです（詳細は第3回にて説明します。以下、分割・事業譲渡の場合も同様です。）。

- ①吸収・新設合併契約の締結
- ②総社員の同意
- ③吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可
- ④債権者保護手続（財産目録等の作成・備置、債権者への公告等）
- ⑤登記手続

### イ 分割による承継

#### （ア）メリット・デメリット

医療法人の分割は、平成28年施行の医療法改正により創設されましたが、医療法人の分割は、事業譲渡と比較し、包括的な承継が可能となっており、病院の開設許可等、許認可をそのまま承継することができるというメリットがあります。また、事業譲渡の場合と異なり、各債権者からの個別の同意が必要となるわけではありません。加えて、医療法人の分割は、合併と異なり、事業単位で他の医療法人に対し、事業を移転させることが可能であることから、収益性の良い事業と悪い事業に分けることができます。医療法人の事業承継では、後継者問題や経営不振等がその契機となっている事案が往々にして存在するものの、分割により収益性の良い事業だけを抽出することができます。

一方で、持分あり医療法人、社会医療法人、特定医療法人は、平成28年施行の医療法改正による分割制度の対象から除外されています。前述のとおり、実務上、大半は、持分あり医療法人であるところ、分割による承継スキームを利用することができない点にご留意いただく必要があります。

#### （イ）手続

分割手続の概要は以下のとおりです。

- ①吸収・新設分割契約の締結
- ②総社員の同意
- ③吸収合併存続医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可
- ④債権者保護手続（財産目録等の作成・備置、債権者への公告等）
- ⑤登記手続

## （３）事業譲渡

### （ア）メリット・デメリット

事業譲渡の方法は、手続が比較的簡易であり、選択した権利義務のみを承継させるので、特定の債務を除外して事業を譲渡することができるというメリットがあります。譲渡する対象を選択・特定することができるので、譲受法人からすると、偶発的な債務や隠れた負債を負うリスクを避けることができます。また、譲渡対象の診療所における診療行為によって発生した債務（医療ミスによる損害賠償債務等）であっても、譲渡対象から除外することができるように、譲渡対象の診療所に関する全ての債務を引き継ぐ必要はありません。これらの点は、譲受法人からすると大きなメリットといえますし、譲渡法人としても債務を承継させないで譲渡することで、譲渡先を探しやすいというメリットがあります。また、前述のとおり、持分あり医療法人、社会医療法人、特定医療法人は分割対象から除外されていますが、事業譲渡であれば、当事者間の合意により自由に行い得るので、医療法人がその事業の一部を切り離すことを可能とする点は大きなメリットといえます。

一方で、従業員との雇用契約や取引先との契約を譲受法人に承継させるには、当該従業員の同意や取引先の承諾を得る個別の権利移転手続が必要です。また、譲渡される診療所や病院の開設主体が譲渡法人から譲受法人に変わることになるので、譲受法人は開設許可や構造設備使用許可を新たに取得する必要があり、病床についても譲受法人が新たに設置許可を得る必要があり、事業譲渡スキームを採用する上での大きなデメリットとなります。

#### （イ）手続

事業譲渡手続の概要は以下のとおりです。

- ①事業譲渡契約の締結
- ②譲渡法人における理事会決議、社員総会決議。譲受法人における理事会決議、社員総会決議
- ③権利移転手続（従業員からの個別の同意、契約上の地位の承継）
- ④行政上の手続（譲渡法人における都道府県知事宛ての廃止届の提出、厚生局に対する保険医療機関の廃止届の提出。譲受法人における都道府県知事からの開設許可の取得、保険医療機関に対する指定申請。）

以上

<sup>1</sup> 厚生労働省「平成30年（2018年）医師・歯科医師・薬



剤師統計の概況」によれば、平成 30 年 12 月 31 日現在の診療所の医師の平均年齢は 60 歳であり、診療所医師の構成割合としても、60～69 歳が 29.6%、70 歳以上が 20.2%を占めている。

<sup>2</sup>厚生労働省「医療法人の推移（令和 2 年 3 月 31 日現在）」によれば、令和 2 年における医療法人の総数は 5 万 5674 法人であるところ、医療法人財団は 370（約 0.7%）、医療法人社団の持分あり法人が 3 万 8721 法人（約 69.5%）、医療法人社団の持分なし法人が 1 万 6583 法人（約 29.8%）となる。